

<研究ノート>立地紛争と地域政策に関する政治地理的考察：スウェーデンの放射性廃棄物管理を事例に

SAITO, Kiyoshi / 斎藤, 潔

(出版者 / Publisher)

法政大学地理学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY / 法政地理

(巻 / Volume)

23

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

70

(発行年 / Year)

1995-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026151>

立地紛争と地域政策に関する政治地理的考察

——スウェーデンの放射性廃棄物管理を事例に——

齋 藤 潔

I はじめに

II スウェーデンの政策決定スタイルと原子力政策・放射性廃棄物管理

III スウェーデンの政府間関係と地域政策

IV Kynnefjäll のケーススタディー

1 地域を巡る政治的闘争

2 立地紛争と NIMBY

V まとめ

I はじめに

多くの国々で、危険な廃棄物の処理が公共事業計画や政府の政策決定の対象になることが多くなってきている。しかしながら、この問題になると、廃棄物処理施設の立地する地域住民—政府、もしくは中央—地方政府間の対立のなかで、多くは政策形成と、その適合を妨げてきた政策実行との調和に失敗している (Solomon, 1988; Solomon and Shelley, 1988; Lake and Johns, 1990)。

こうして生まれる立地紛争の構図において、その主役は地域を係争の場とする運動にある。それゆえ、立地紛争は地域空間における政治的闘争の一形態としてとらえられるべきで、そこから何を読みとるのかという問題は極めて政治地理的な問題と認識できる。なぜなら、国政レベルにせよ地方政治レベルにせよ、地域を出発点とした政治運動が展開されるなかで、良かれ悪しかれ中央政府は、具体的な政策として地域問題を取り上げざるを得ないからである。

さて、本稿で具体的な検討を行うのは、スウェーデンにおける放射性廃棄物処理施設の立地紛争として典型的な Kynnefjäll の事例である。ここでは住民が 10 年以上にもわたり、立地調査のための試掘計画に対して反対運動を展開している。スウェーデンは、最近の多くの研究結果から言えるように (Heclø and Madsen, 1987; Milner, 1989; Tilton, 1989; 岡沢・奥島, 1994)、

その政策決定スタイルの特徴は、様々な利害間における調和の取れた関係の重視、直接的対立の回避、合意の探求にある。にもかかわらず、放射性廃棄物処理施設の立地に関する政策決定において、この国ほど激しい政治的対立を起こしてきた国はない (Berkhout, 1991 p. 93)。

本稿において筆者は、立地紛争を地域空間における政治的闘争の一形態として理解するために、スウェーデンの環境政策と政治の幅広い状況のなかでこの問題の場所を明確にすることに注意を払いながら論を進めていくこととする。

従って、以下、第一にスウェーデンの一般的な政策決定スタイルの特徴と、原子力政策を推進する政府機関のネットワークについて検討する。第二に、このような関係において、スウェーデンの政治システムのなかで地方政府が果たしている「二重の役割」に注目し、地方政府と放射性廃棄物管理との関係について検討する。これについては、先ず Hesse による先進 20 ヶ国の地方自治制度の比較類型研究を挙げなければならない。Hesse は、過去十年の間に地方政府は、中央の政策の単なる執行者ではなく、政治性を持つ自治的な政策形成・政策執行の度合いを高めてきていると述べている (Hesse, 1990)。また、伝統的に地域政策に関する研究が蓄積されているイギリスにおいて、政治地理学の立場から、国民国家内部の中央—地方という文脈から派生する概念として地方国家 (local state) を用い、それが単に国家 (central state) の政策を実行する道具であるだけでは

なく、地域の民主主義を代表し、その道具として利用されるという性質を、道具主義的理論により明確に概念化しようとする研究が行われている(Duncan and Goodwin, 1982; 1988: テイラー, 1992 p. 384)。第三に、上記を考慮した上で Kynnefjäll における放射性廃棄物処理施設の立地紛争について、主役である地域を係争の場とする運動の分析を行う。ここでは、立地に反対する運動を、地域エゴ的な反応、NIMBY (Not-in-my-backyard: 自分の近所だけは困る) シンドロームと解釈すべきなのか、それとも、合理的かつ社会的公正に基づく計画とするため、全体の福祉に建設的貢献をしようとする運動と解釈できるのかという基本的な疑問に立ち返ることとする。

最後に、本稿で得られた知見をまとめるとともに、立地紛争について、地域空間における政治的闘争の一形態として理解することの意味について言及する。

II スウェーデンの政党政治と原子力政策・放射性廃棄物管理

スウェーデンの政策決定スタイルの特徴は、前述のように、様々な利害間における調和の取れた関係の重視、直接的対立の回避、合意の探求にある。これを生みだした議会の政党政治の特徴は、伝統的に穏健な多党制を實踐し、第一に、長期の社会民主労働党（以下、社民党）政権下で、コンセンサスポリティクス・メカニズムが構築され、政党間政策距離が短縮されたこと。第二に、国内の政治空間に二重の競合空間、いわゆるブロックポリティクスを定着させたことである。一つは「社会主義ブロック」対「ブルジョワブロック」の競合空間。社民党と左党が社会主義ブロック、穏健統一党（以下、穏健党）、中央党、国民党がブルジョワブロックを構成してきた。もう一つは、ブルジョワブロック内部に存在する競合空間で、国民党、中央党で構成される「中間・ブルジョワ政党」対穏健党他で構成される「保守政党」である。一般に多党制は多数議席を獲得する政党がなく必然的に連立政権を要求し、その結果、政局不安定

表1 スウェーデンの原子力発電開発 (SKB, 1989)

原子力発電所名	認可出力(MWe)	運転開始年
Oskarshamn 1 BWR	440	1972
Oskarshamn 2 BWR	610	1974
Oskarshamn 3 BWR	1140	1985
Barsebäck 1 BWR	600	1975
Barsebäck 2 BWR	600	1977
Ringhals 1 BWR	750	1976
Ringhals 2 PWR	800	1975
Ringhals 3 PWR	920	1981
Ringhals 4 PWR	920	1983
Forsmark 1 BWR	970	1980
Forsmark 2 BWR	970	1981
Forsmark 3 BWR	1150	1985

に陥りやすいと見られているが、社民党が長期政権時代に導入した先進的改革政策の多くは、ブロックポリティクス構造を巧みに利用した成果であった。

一方で、原子力発電の問題はスウェーデンの政党政治に特異な影響を及ぼしてきた。スウェーデンは、水力や木材によるバイオマス以外にエネルギー資源を持たず、化石燃料は全て輸入に頼っている。特に、石油への依存を減らすという観点から原子力発電計画が進められ、1972年には第1基目の原子炉が稼働した。現在は、3基づつ4サイトに分かれて全12基が稼働しており、国内で必要な電力の約50%が設備容量9,840 MWeの原子力発電によって賄われている(表1)。

スウェーデンの原子力政策の歴史は3つの期間に分けられる。それらを「第一期：楽観期」、「第二期：批判期」、そして「第三期：思慮期」として見ることができる。第一期の1945—1972年は、社民党政権下で、原子力発電は社会が必要とするエネルギー問題を解決すると率直に期待されていた。1973—1980年の第二期は、スウェーデン議会での原子力発電に対する初の批判的質問から始まった。1976年選挙で44年ぶりに社民党政権を倒したブルジョワブロックは、野党第一党である中央党のフェルディンを首班に三党(中央党、国民党、穏健党)連立政権を樹立した。中央党は、70年代の争点を環境保護問題に求め、反・原子力

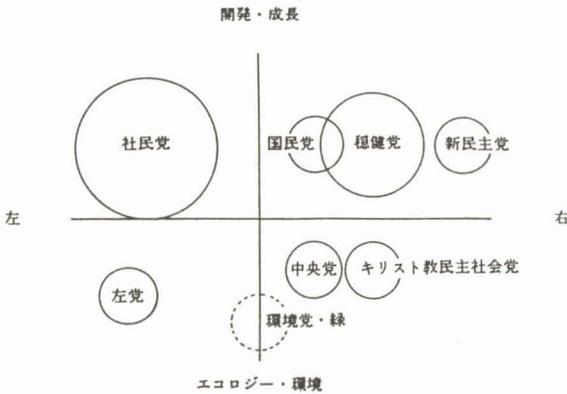


図1 スウェーデン政党の戦略位置(Torbjörn, 1993)

で政権を獲得したが、結果として原子力発電の問題を巡って閣内不統一に陥りこの連立政権は二年後に崩壊した。各党の戦略位置は、図1の通りである。コンセンサスポリティクスの定着した国では、単一争点主義は妥協の余地が小さく、政権形成が極めて困難であることが改めて立証された。

こうして、原子力発電の問題は1980年3月に国民投票の対象となり、その結果は「2010年までに現在稼働中の原子力発電所を廃止する」というドラスティックなもので世界の世論に大きな影響を与えた。この国民投票は、同時に政治的論争の転換点ともいえる。現在まで続いている第三期の間に再び社民党が政権に復帰し、コンセンサスポリティクスのメカニズムの下、原子力発電の議論は、深刻な電力不足、環境制約からの化石燃料によるエネルギー開発抑制の実施を受け、現実路線、つまり2010年以降もその運転を継続するという方向に変化しつつある。

以上の状況を表2に示した。スウェーデンの複雑な政治的背景と原子力政策・放射性廃棄物管理の歴史をまとめたものである。

放射性廃棄物管理は、今日では、原子力発電の存続を脅かす「アキレス腱」となり(Blowers, 1991 p. 1), 原子力エネルギーを利用している国

表2 スウェーデンの政権と原子力開発・放射性廃棄物管理に関する重要事項 1972-1991

政権担当期間	党派 (与党議席数 / 占有率)	原子力開発・放射性廃棄物管理に関する重要事項
1970-73	社民党 (163/46.6%)	1972: 議会における初の原子力発電に関する反対質問 1972: The Swedish Nuclear Fuel and Waste Company (SKB) 設立
1973-76	社民党 (156/44.6%)	1973-74: 石油危機 1973-75: 中央党による反・原子力キャンペーン
1976-79	中央党+国民党+穏健党 (86+39+55=180/51.6%) Oct. 1978: 国民党・少数政権 (39/11.2%)	1977: SKBによる放射性廃棄物処理施設用地試掘調査開始
1979-82	中央党+国民党+穏健党 (64+38+73=175/50.1%) May. 1981: 中央党+国民党・少数 政権 (64+38=102/29.2%)	Mar. 1980: 第4回国民投票/原子力開発問題 Apr. 1980: 'Save Kynnefjäll' 活動開始
1982-85	社民党 (166/47.6%)	1984: 原子力事業法一部改正 (放射性廃棄物管理条項追加)
1985-88	社民党 (159/45.6%)	1985: 原子力発電開発計画終了 (12基運転) Apr. 1986: Chernobyl 事故 / 議会が原子力発電の早期廃止を決定
1988-91	社民党 (156/44.7%)	Sep. 1989: SKBによる放射性廃棄物管理研究開発計画の提示 Jul. 1990: The New Planning and Building Act. 発効 / 地方政府の拒否権制限
1991-	穏健党+国民党+中央党+キ教民社 党 (80+33+31+26=170/48.7)	May. 1991: 議会が原子力発電の早期廃止決議をキャンセル Feb. 1992: 社民党が Swedish Board for Spent Nuclear Fuel (SKN) の解体を要求

では最も議論を呼ぶ問題である。その完全な解決策は、放射能が許容レベルになるまで環境から隔離し、廃棄物全体を完全にコントロールすることである。従って、国が違えばそこで形成される管理政策は異なり、各々の地理、歴史、政治及び制度上の背景によって左右される。スウェーデンでは、原子力発電所から出る使用済燃料は放射性廃棄物として自国内で直接処分しなければならない。一方、フランス、日本等では、使用済燃料の再処理（原子燃料リサイクル）により準国産エネルギー資源としてのプルトニウム利用を基本としている。

原子力事業法（The Nuclear Activities Act.）（SFS No. 3, 1984）は、放射性廃棄物の安全な管理と処理に関して、原子力発電所の所有者が責任を負うことを明確に規定している。そこで、原子力発電所を所有する4つの電気事業者は、1984年に核燃料廃棄物管理会社（SKB: Swedish Nuclear Fuel and Waste Management Company）を設立した。放射性廃棄物の管理はSKBが行うが、最終的な責任を持つのはスウェーデン政府であり、3つの機関（SKN: National Board for Spent Nuclear Fuel; SKI: Nuclear Power Inspectorate; SSI: National Institute for Radiation Protection）が各々の役割に沿ってSKBの研究は、

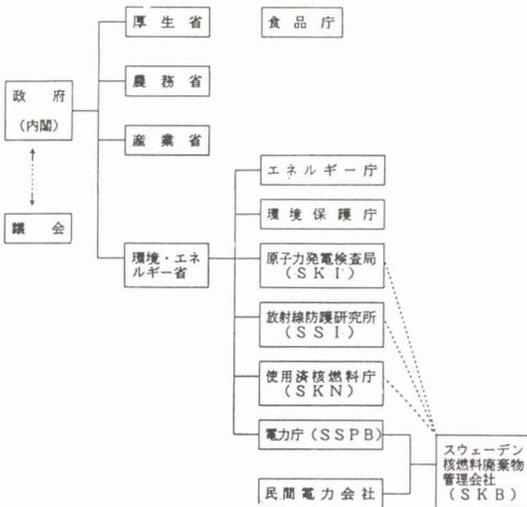


図2 スウェーデンの原子力行政・開発体制と放射性廃棄物管理

放射性廃棄物問題が理論的に解決可能であることを明確にするため工学的防護方法に重点を置いている。最新の研究計画（SKB, 1989）には用地決定のスケジュールが提示されていたが、用地選択は政府の承認が必要である。1990年にSKNが実施したSKBの1989年計画の評価では、用地選定は国会の意向に従うべきとして批判され、内閣はSKNの見解を共有した。これにより、SKBは関連の政府機関、国、地方政府に対して、選定作業の情報伝達を義務付けられ（SKB, 1991）、この計画は中止されることとなった。

図2に放射性廃棄物管理に関する電気事業者と政府機関の間のネットワークについて示す。

III スウェーデンの政府間関係と地域政策

先に、スウェーデンの政策決定スタイルの特徴について述べた。放射性廃棄物管理の場合も、政府機関と電気事業者との間で責任の分割に合意することにより、前述した政策実行のシステムが反映されている。

スウェーデンの環境立法は、民法の重視に特徴がある。つまり、個人の権利は広い範囲に及ぶべきであり、これはさまざまな公共事業体によって代表される（Westerlund, 1990 p. 128）。原子力事業法の立法はこの例にならっており、独立した第3者的規制団体が国民の権利を代表し、これを保証する。しかし、将来、放射性廃棄物処理施設の立地点の最終選定となれば、地方政府を無視することはできない。

スウェーデンの地方政府にはコミューンと県コミューンの二種類があり（1992年現在286のコミューンと23の県コミューンが存在）、これが地方自治の基本単位となっている。そして、複数のコミューンが一つの県コミューンを構成している。県コミューンの管轄領域は、国家行政の地理区分である24の県（län）のそれと重なっている。県は、国家行政の下部機構であり、県行政は地方段階での国政ということになる。このように、地理的範囲を異にする国、県コミューン、コミューンという三層の政府が存在し、それぞれがその管

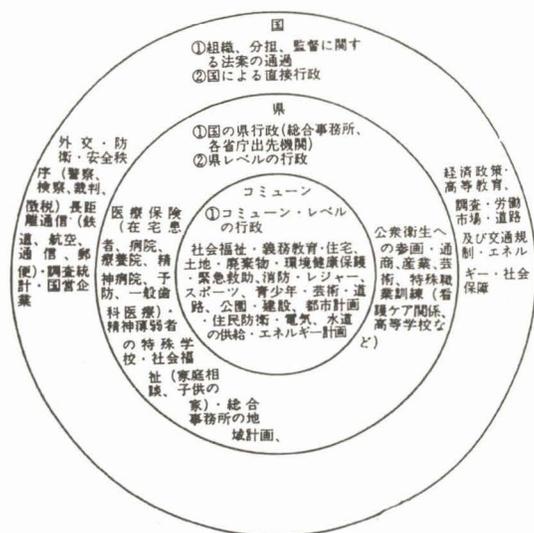


図3 各レベルの政府の管轄領域 (CLAIR, 1992)

轄領域に応じて、異なった種類の公的任務を遂行するという機能的分業の関係 (図3) にある (岡沢・奥島, 1994; CLAIR, 1992)。

スウェーデンの地方自治の伝統は、憲法上の地方自治保障の下に、比較的高度な政策形成上の自治権と財政上の独立性を有しており、いわゆる顧客志向の福祉国家機能を有する。従って、地方の民主主義それ自体が重要な役割を果たし、地方政府は概括的職務権限を持つに至り、自身の管轄領域に関しては、広い範囲の選択の自由を持っている (Elander and Montine, 1990)。

これを実証する典型的な例が、工業施設の立地に対して、地方政府の拒否権をも内包する The planning and Building Act. (SFS No. 12, 1987) に見られる。これは、地方政府が当該地域に対する開発内容を、特に良好な住環境を確立するという観点から詳細に規定し、地域計画 (regional plan) として決定するというもので、それゆえに特定の大規模かつ環境汚染が懸念される施設の立地は、事実上地方政府の同意なしには不可能である。

しかし、1985年にパルメ・社民党政権は、議会に対して The Planning and Building Act. の改正と、「国内に立地させることが必要で、国家にとって重要な意味を持つ」施設に関しては、地方

政府の拒否権の制限を提案した (Governmental Bill No. 3, 1985)。SKN も、無制限な地方政府の拒否権により放射性廃棄物処理施設の立地が不可能になりかねないと主張した。結果的に、議会は内閣の提案に従った決定を行い、1990年に The New Planning and Building Act. を発効した (SOU No. 105, 1990 p. 2)。議会における決議の意図は、拒否権規制によるエネルギー供給の安定保証、国内で作られる危険な廃棄物、例えば放射性廃棄物を処理する国家の責任にあった。こうした一連の動きは、少数政府 (minority government) として議会内で過半数を占めることのない社民党政権が、前述したフェルディン・中央党政権の原子力問題を巡る政権運営の行き詰まりを経験則として、顕在化していた放射性廃棄物管理の問題を現実路線に転換させ、コンセンサスポリティクスの下に政策決定を図ろうとしたことを示す例でもある。

結果的に、社民党政権は、スウェーデンにおける地方自治の伝統に逆行するような政策実行の決断を下した訳であるが、このことに象徴されるように、中央—地方政府間において、中央政府が自身の目的を明確に主張するには、これまで伝統的に地方政府に帰属してきた管轄領域或いは政策空間 (policy space) の侵食により可能であり (Downs, 1967)、この場合、議会による決議という正式な手続きを踏まえて中央—地方政府間の管轄領域の再編を行おうとするものである。

スウェーデンにおいて、中央—地方政府間の管轄領域を巡る再編の問題は、70年代の環境からの挑戦に対応して今後も果てしなく続くであろうことが示唆されるが、中央政府による地方政府の管轄領域の侵食は、地方自治の政党政治化が一つの前提となっている。つまり、中央のブロックポリティクスが地方にも浸透し、地方政府議会 (県コミュニティ議会, コミュニティ議会) の場に反映され、直接民主性的色彩が希薄になると同時に地方の問題は中央の政治に包含されるからである。図4は、スウェーデンにおけるブロックポリティクスの地理を示したものであるが、北部の鉱工業地区では社会主義ブロックが地方政府の組織化に成功



図4 スウェーデンの政治地図 (Heclø & Madsen, 1987)

しており、南部や西部の農業・軽工業地域では同様にブルジョワブロック、首都 Stockholm や Uppsala län といった大都市域では両ブロック権力が均衡している、といったように権力の境界が明瞭になっている。つまり、中央のブロックポリティクスの地方政府への浸透により、勢力分布の固定化が進み、益々、地方自治の活力が失われていくであろうことが読み取れる。

IV Kynnefjäll のケーススタディー

1 地域を巡る政治的闘争

放射性廃棄物処理施設の立地にあたっては、立地点の深地層内部に達する試掘調査の実施が必要である。スウェーデンでは、最初にこの試掘調査が行われた1977年以降、現在まで14箇所を試掘調査が行われている(図5)。

ここでは、放射性廃棄物処理施設を巡る立地紛争として典型的な Kynnefjäll のケースを分析する。Kynnefjäll は Göteborgs och Bohus 県の東北部の Tanum コミュニティの管轄領域内に位置している。Göteborgs och Bohus 県コミュニティ、

Tanum コミュニティといったこの地域の地方政府は、伝統的に反・原子力を政策の柱としてきた中央党によって議会と委員会の多数が占められている。

1978年、当時の政府の放射性廃棄物管理政策によって、Kynnefjäll の主要岩石を調査する意向であることが発表されたことを受けて、地元 Tanum コミュニティ議会は、すぐに The planning and Building Act. によりこの計画に関する拒否権の行使を決定し、これに呼応するように、Kynnefjäll への放射性廃棄物処理施設の立地に反対する運動グループ Save Kynnefjäll が結成された。



図5 スウェーデンにおける放射性廃棄物処理施設立地調査点 (SKB, 1989)

スウェーデンにおいて、放射性廃棄物処理施設の立地に反対している地域のグループは、70年代の初期からこの国の社会を席捲した草の根環境運動のグループである。多くの活動グループや地方政党が現れ、驚くほどの支持率を獲得した。これらの一時的な政治組織（Temporaly political organization）は、1981年に結成された緑の党（Green party）が成長する場となっただけでなく、多くの新しい永続的体制を前提とした環境運動が育つ場となった。Save Kynnefjällもそうした草の根環境運動グループの一つとして、地域を係争の場としてきた運動である。そして、この運動の特徴は、地域空間における政治的闘争の一形態として、前述した地方政府の二重の役割で説明できる。Save Kynnefjällの前身は地元 Tanum コミューン議会の中央党の地方議員7名のサークルである。その関係は、中央党を媒介として、地方政府の政策決定に参加し、Tanum コミューン議会が The Planning and Building Act. をたてに中央政府の計画に拒否権を行使するといった中央-地方政府間の対立の構図を作ることとなった。そして、Kynnefjällの地域社会をひどく脅かすものとして経験された、国家と地域の対立という事実を通じて、その自覚は地域の人々の帰属意識と地方主義に対する意識を高めてきたと考えられ、結成から今日まで、一貫して反対運動を展開している。実際、Kynnefjällのケースは、世界的にも、最も長く続いている反原子力運動の一つである。

一方、原子力発電所の所有者の視点では、使用済燃料を直接処分するスウェーデンの政策に重点を置いている。SKBは、地理的および地質的な基準をもとに最適な立地点を選出する責任がある。SKBの調査に対する反発はその目的を妨げ、反対運動に対する解決法は、一般社会に受け入れられるために、地域と国家レベルの両方で広範な情報公開、広報活動を行う以外にはない。使用済燃料の直接処分を実施する責任のある政府機関や原子力発電所の所有者と地域の運動グループがこの問題を議論しようとする時、そこでは“2つの違った文化が互いに向かい合い、互いに別の言葉

を話している”ということになる。

かくして、中央政府が、前述した通りこれまで伝統的に地方政府に帰属してきた管轄領域の侵食により、この立地紛争の解決を図るといふ決断を下したことに端的に示されるように、裏返せば、Kynnefjällのケースは、Save Kynnefjällが地方政治のレベルに政党を媒介として参加することで、中央政府による行政権の拡大・官僚統制の強化に対して、常に一定の制度的コントロールを与えてきた地方自治とその合法性の堅持を政治的闘争の支柱としていたと言える。従って、現代国家で問題になっている、いわゆる「上から」の権力的統制に対して、地域を巡る政治的闘争は、確実に国家の権力構造的な性格を弱体化させていく大きな政治的要素となっている点は注目に値する。

2 立地紛争と NIMBY

前述した通り、Kynnefjällのケースは地域を巡る政治的闘争として理解するが、ここでは、放射性廃棄物処理施設の立地紛争を説明する最も一般的な概念として用いられてきた NIMBY の考え方が、従来言われていたような説得性を持つのかどうかという基本的な疑問に立ち返り、Kynnefjällのケースで分析を試みることにする。

NIMBY という言葉で表される概念は、その使用頻度の割には定義されることがめったにない。はっきりと定義されない代わりに、中央の決定や計画に対する地域の否定的な反応として、暗示的に定義されることが多い。そして、この反応は、Mancur Olson の著書「Free Rider Dilemma」(Olson, 1965) でよく知られる集団行動の見方と関連している。Olsonによると、集団行動の問題点は、端的に言うとその個人各々の代償と関連しているが、集団として成果を上げるために全員参加を強要する点である。その結果、一人の個人が個人的にはそれに貢献しなくても、達成した集団の成果を利用することができる。放射性廃棄物処理施設の立地決定の場合、その集団や地域社会は工業国家の成果を享受しても、その生産のマイナスの産物に耐えることには全て反対することになる。

SKBは機会あるごとに、Kynnefjällの例をこうした典型的なNIMBYシンドロームであると公言してきた。つまり、(i)中央政府には立地選定の問題を解決する責任がある；(ii)国家的な利益、公共の利益と国の見解とは同じである；(iii)地域の利益は特定の利益ではなく国家的利益である、という前提のもとに、Kynnefjällのケースを地域エゴ的な反応として、NIMBYの考え方に説得性を持たせようとしたのである。

しかしながら、Kynnefjäll以外の地域のどこか1ヶ所ないし数ヶ所が放射性廃棄物処理施設の用地決定を受け入れれば、それでKynnefjällはこの運命から救われると言えるのだろうか。実際には、1990年初頭、つまり議会が地方の拒否権の問題で決断を下す時に、Save Kynnefjällはスウェーデンの286のコミュニティ全てに書簡を送り、中央政府による地方政府の管轄領域の侵食について全国的な議論を巻き起こすために、それぞれ別々の地域での試掘調査の計画に反対している17地域の反対グループによる「Waste Network」を結成することに成功し、その中心勢力となった。これにより、一地域の問題は全国レベルの問題と発展し、広い範囲で地方政府と住民の両方からの強力な支援を手に入れ、Kynnefjällの試掘計画の実行を阻止してきている。こうした事実を照らし合わせてみても、Kynnefjällのケースは、単に一地域の地域エゴとして解釈される問題ではなく、スウェーデンの政治システムにおける地方自治の伝統とその合法性を巡る闘争と解釈できる。

一般的に、放射性廃棄物処理施設の立地紛争に限らず、地域における反対運動を構成する要素は、ひとつにまとまった複数の関心事であり、非常に多様な目的や行動が、均一な性格であるように見えるその活動を構成している(Cohen, 1982)。その結果、地域エゴ的な部分は、程度の差はあっても恐らくあらゆる反対運動の中に見い出せるはずであり、Kynnefjällの場合も同様である。しかし、単純なNIMBYの説明では不十分であり、放射性廃棄物処理施設を巡る立地紛争の問題はむしろ、公共の利益の本質が何で、地域の領

域に対して誰が権力を持つのか、ということに関係していると見るべきであり、その点、地域を巡る政治的闘争として位置付けられるべき問題である。

V まとめ

本稿では、立地紛争について、地域空間における政治的闘争の一形態として理解するために、地域を係争の場とする運動に着目し、スウェーデンの政策決定スタイルと政府間関係並びにNIMBYシンドロームとの関連で、この問題について検討してきた。

その結果、明らかにできたことは次の点である。

- (1) 中央並びに地方政府の策定する政策に基づく計画の機能は、その明確な目標とともに範囲・領域が設定される。従って、双方の政府が策定する計画の機能は、それが行使される地域空間の居住地図を形作り、変化させると同時にその目標形成は社会・政治的状况との関連が重要である。そして、計画目標の決定過程は、その国の政治勢力の配置状況に依存する。
- (2) 中央並びに地方政府は、基本的に相互依存関係にあり、中央—地方政府間の「縦の関係」における権力の地域間分離 (areal division of powers)、中央政府、地方政府内部の各部門間における「横の関係」の権力の機関間分離 (capital division of powers) という概念により、その関係が形作られる。従って、双方の政府の政策実行は、多くはその政策分野で他の政府の協力を必要とし、逆にそれらの政府の存在は無視できない。
- (3) 中央並びに地方政府は、協力関係にある一方で、相互に排他的な管轄領域を形成する。しかし、一般的にはどの政府も共通の管轄領域を形成することで、他の政府の管轄領域を侵食できる。特に、中央政府は国家的な政策目標と公共の利益を掲げることで、政策実行の際に地方政府の管轄領域の侵食が可能であ

る。これはその政策の正当性と説得力に係る問題であるが、地方政府の政策の策定に大きな影響を与える。また、地方政府による中央政府の管轄領域の侵食もないことはない。この傾向は、中央—地方政府間の相互依存関係の形態を変えてきているが、特に地方政府の役割の拡大・性格の変化に負うところが大きい。

- (4) 以上の結果、しばしば、中央並びに地方政府の策定する政策に基づく計画の機能は、中央—地方政府間及びその内部における政治闘争を反映したものになる。従って、地域空間における当事者間の合意に基づく政策形成と、その適合達成により可能となる政策実行との調和が失敗する場合は、政治闘争による権力バランスが崩れた場合とも言える訳で、立地紛争はその典型的な形態の一つである。
- (5) 立地紛争は、単に地域エゴ的な反応である NIMBY シンドロームの概念では十分説明ができない。この場合、立地紛争の主役である地域を係争の場とする運動の性格、特徴をどう評価するかに係わる問題である。それにより、この問題は、地域を巡る政治的闘争としての側面が大きいことを理解できるはずである。

最後に、本稿では、立地紛争を極めて政治地理的な問題として論を進め、行政的に制度化された地域空間と住民、個人の日常生活において認識される地域空間との差異、行使される政策効果の画一性と、要求される政策効果の多様性の矛盾が問題の本質であると理解した。今後は、国家—公共に対する地域—個人という枠組みのなかで権力の本質、空間と権力の問題を理解する必要があり、これについてはさらに研究を進めることとした。

文 献

- Berkhout, F.: *Radioactive waste: Politics and technology*, Routledge. London. 1991
- Blowers, A., Lowry, D. & Solomon, B. D.: *The international politics of nuclear waste*, ST. Martin's Press. New York. 1991
- Cohen, A. P.: *Blockade: A case study of local consciousness in an extra local event, Belonging: Identity and social organization in British rural cultures*. Manchester University Press. Manchester. 1982 pp. 292-321
- Downs, A.: *Inside bureaucracy*, Little Brown. Boston 1967
- Duncan, S. S. & Goodwin, M.: *The local state: Functionalism, autonomy and class relations in cockburn and saunders*, *Political Geography Quarterly*. 1 (1). 1982
- Duncan, S. S. & Goodwin, M.: *The local state and uneven development*, Cambridge. UK. 1988
- Elander, I. & Montine, S.: *Decentralization and control: Central-local government relations in Sweden*, *Policy and Politics*. Vol. 18. No. 3. 1990 pp. 165-180
- FORATOM: *Nuclear power in Europe year book*. 1992 *Governmental Bill*: No. 3. 1985
- Heclø, H. & Madsen, H.: *Policy and politics in Sweden*, Temple University Press. 1987
- Hesse, J. J.: *Local government and urban affairs in international perspective*, *Schriften zur Kommunalen Wissenschaft und Praxis*. Bd. 3. 1990
- Lake, R. & Johns, R.: *Legitimation conflicts: The politics of hazardous waste siting*, *Urban Geography*. Vol. 11. No. 5. 1990 pp. 488-508
- Milner, H.: *Sweden: social democracy in practice*, Oxford University Press. 1989
- OECD/NEA: *Survey of energy resources*. 1992
- Olson, M.: *The logic of collective action*, Harvard University Press. Cambridge. 1965
- Popper, F.: *The environmentalist and the LULU in lake, Resolving locational conflict*. Rutgers University. New Brunswick. 1987 pp. 275-287
- SFS No. 140: *Stipulation Act*. 1977
- SFS No. 220: *Radiation Project Act*. 1981
- SFS No. 3: *The Nuclear Activities Act*. 1984
- SFS No. 12: *The Planning and Building Act*. 1987
- SOU No. 105: *Consideration of the localisation of industry in accordance with the law concerning the presentation of natural resources*. 1990
- SKB: *Annual Report*. 1989
- SKB: *Annual Report*. 1991
- SKB: *Annual Report*. 1992
- Solomon, B. D.: *The politics of nuclear power and*

- radioactive waste disposal : from state coercion to procedural justice?, *Political Geography Quarterly*, Vol. 7, No. 3, 1988 pp. 291-298
- Solomon B. D. & Shelley. F. M.: Siting patterns of nuclear waste repositories, *Journal of Geography*. Vol. 87, 1988 pp. 59-71
- Tilton. T.: The role of ideology in the politics of social democracy, *The Social Democratic Society*. 1989 pp. 369-389
- Torbjörn. L.: *Det svenska statsskicket*, Lund, 1993
- Westerlund. S.: *Environment. Media. Power*, Carlsons Bokförlag. Stockholm. 1990
- 岡沢憲美・奥島孝康編『スウェーデンの政治』早稲田大学出版部 1994
- 川島哲郎・鴨澤 巖編『現代世界の地域政策』大明堂 1988
- 自治体国際化協会 (CLAIR) 編『スウェーデンの地方自治』1992
- 辻 悟一「地域政策」(川島哲郎編『経済地理学』朝倉書店 1986
- テイラー, P.J. (高木彰彦訳)『世界システムの政治地理 (下)』大明堂 1992 p. 384
- 中村剛治郎「地域政策論の展開」(経済地理学会編『経済地理学の成果と課題 第四集』大明堂 1992)
- 宮島 喬・梶田孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家』有信堂 1988
- 村松岐夫『地方自治』東京大学出版会 1988
- 山下 茂 (他)『比較地方自治』第一法規出版 1992